

沼津市ふるさと納税推進事業実施要綱

令和6年9月13日産業振興部長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、ふるさと納税の推進を図るとともに、市内産業の活性化に寄与することを目的として、ふるさと納税を行った市外に住所を有する個人（以下「寄附者」という。）に対してお礼品を贈呈する、沼津市ふるさと納税推進事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ふるさと納税 地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号の規定に基づき寄附金申出書を提出する方法又は市長が別に定める方法で申込みをし、沼津市に寄附を行うことをいう。
- (2) 企業等 市内において本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場、畑等の事務及び生産拠点（委託先を含む）又はサービスの提供場所を有する個人または法人その他の団体をいう。
- (3) お礼品協力事業者 第4条第2項の規定による届出をし、市長が適当であると認めた企業等をいう。
- (4) お礼品 お礼品協力事業者が取り扱う商品又はサービスで、第4条第4項の規定による登録をしたものをいう。

(お礼品の贈呈等)

第3条 市長は、寄附者からのふるさと納税額の区分に応じ、お礼品を当該寄附者に贈呈するものとする。ただし、寄附者がお礼品の受取を希望しない場合は、この限りではない。

- 2 前項の規定によるお礼品の贈呈は、お礼品協力事業者がお礼品を寄附者に送付することにより行うものとする。
- 3 お礼品協力事業者は、前項の規定により寄附者に対しお礼品を送付したときは、その旨を市長に報告するとともに、お礼品代金及び送付に係る費用を市長に請求するものとする。

(企業等の参加及びお礼品の登録)

第4条 事業に参加を希望する企業等は、沼津市ふるさと納税推進事業参加届出書兼誓約書(第1号様式)を市長へ提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出書兼誓約書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、当該企業等の事業への参加を決定する。ただし、内容に不備がある場合は補正を指導することができる。この場合において、参加期間は、届出書を提出した日から当該日の属する年度末までとし、特段の事情がない限り、1年ごと自動更新するものとする。

3 お礼品協力事業者は、市長に対し次に掲げる内容を記した書類を届出し、市長の審査(以下「登録審査」という。)を受けなければならない。

(1) 対象商品の紹介文書及び画像データ

(2) 特例控除対象寄附金の対象となる都道府県等の指定に係る基準等を定める件(平成31年総務省告示第179号)第5条に規定する総務省が定める基準(以下「地場産品基準」という。)を満たしていることを証する情報等

(3) その他市長が必要と認める書類

4 市長は、前項の規定による届出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、お礼品として登録する。ただし、内容に不備がある場合は補正を指導することができる。

5 お礼品協力事業者がお礼品を変更しようとするときは、第3項及び前項の規定を準用する。

6 お礼品協力事業者は、お礼品について、地場産品基準及び食品表示法(平成25年法律第70号)第4条に規定する遵守すべき事項が記載された書類の整備及び保存をしなければならない。

(実地調査の実施)

第5条 市長は、お礼品協力事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、お礼品協力事業者に対し実地調査の実施を行うことができる。

(1) お礼品の内容について寄附者から苦情が寄せられ、お礼品協力事業者の責任が重いと市長が判断した場合又は同様の苦情が度重なる場合

(2) お礼品の内容が、国が定める法令等に違反しているおそれがある場合

(3) その他市長が必要と認めた場合

(参加の停止)

第6条 市長は、お礼品協力事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、取

引を停止できるものとする。

- (1) 廃業した場合
- (2) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）による破産手続が開始された場合
- (3) 虚偽の申請等を行った場合
- (4) 登録をしたお礼品の虚偽の届出等により、沼津市へ損害を与えた場合
- (5) お礼品の内容等について、市の指導及び調査に応じない場合
- (6) その他お礼品協力事業者が事業にふさわしくないものと市長が認めた場合

（お礼品の取引停止）

第 7 条 市長は、お礼品協力事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、取引を停止することができる。

- (1) 登録届出のあったお礼品を廃止した場合
- (2) 登録届出のあったお礼品に内容の不備又は納期の著しい遅れがあった場合
- (3) お礼品について虚偽の届出等を行った場合
- (4) 地場産品基準及び食品表示法等（解釈を含む。）（以下「国が定める法令等」という。）に適合しない場合
- (5) 国が定める法令等の変更等により、お礼品としてふさわしくないと認められた場合
- (6) その他お礼品が事業にふさわしくないと市長が認めた場合

（損害賠償の義務）

第 12 条 お礼品協力事業者は、当該事業の遂行に当たり、本市又は寄附者に対して損害を与えた場合は、その損害を本市又は寄附者へ賠償しなければならない。ただし、本市の責に帰すべき事由により損害が生じた場合を除く。

（補則）

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、公示の日（令和 6 年 10 月 1 日）から施行する。
- 2 この要綱の施行の際に、現に市に登録されているお礼品協力事業者及びお礼品については、この要綱の施行の日から令和 7 年 3 月 31 日までの間は、第 4

条の規定にかかわらず、引き続きお礼品協力事業者及びお礼品として扱うことができる。

第 1 号様式（第 4 条関係）

沼津市ふるさと納税推進事業参加届出書兼誓約書

年 月 日

（宛先） 沼津市長

（申請者）

所在地

名 称

代表者

沼津市ふるさと納税推進事業実施要綱第 4 条第 1 項の規定に基づき、本事業への参加を届け出ます。

なお、届出に当たり、次の事項について誓約します。

- 1 沼津市ふるさと納税推進事業実施要綱及び関係法令等を遵守するとともに、沼津市の指導等に対して真摯に対応すること。
- 2 沼津市の調査に応じる義務を負うこと。
- 3 届出の内容が事実と相違ないこと。
- 4 個人情報保護に関する法令等を厳守すること。
- 5 暴力団排除に関する法令等を厳守すること。

担 当 者	
電 場 番 号	
F A X	
E m a i l	

※中間事業者や寄附サイト等への登録用紙の提出が必要な場合がある。

※お礼品送付にあたっての注意事項についても遵守すること。